

地域密着型サービス事業所の新規指定について
(地域密着型通所介護)

資料5

1 事業者・事業所の概要

項目		事業者・申請者の内容
申請者	名称	株式会社 MiRAiTi
	所在地	埼玉県久喜市本町五丁目13番17号
	代表者氏名	上西 和樹
事業所	名称	みらいちりハ江面
	事業所番号	決裁後、システムにて付番
	所在地	久喜市江面491-1
	利用定員	10名
	事業開始予定年月日	令和6年11月1日
	管理者氏名	上西 和樹

2 法令基準の確認状況(指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準)

確認項目	確認事項	確認状況	関係法令等	適否
生活相談員	① 指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員の勤務時間合計数が、サービス提供をしている時間帯の時間数で除して1以上確保されているか。	1以上確保 (勤務形態一覧表にて確認)	①第59条の3第1項第1号	適
	② 社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又は同等以上の能力を有する者であるか。 (例)①社会福祉主事、②介護福祉士、③介護支援専門員等	介護福祉士 (登録証にて確認)	②第5条第2項	適
看護師 (准看護師)	① 指定地域密着型通所介護事業の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が1名以上確保されているか。 <u>(利用定員が10人以下の場合は、配置義務なし)</u>	配置義務なし	①第59条の3第1項第2号 第59条第2項	適
	② 看護師又は准看護師の資格を有しているか。	/	/	/
人員基準 介護職員	① 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員の勤務時間合計数が、サービス提供をしている時間帯の時間数で除して1以上確保されているか。	1以上確保 (勤務形態一覧表にて確認)	①第59条の3第1項第3号	適
	② 単位ごとに看護師又は介護職員を常時1名以上で配置しているか。	介護職員を1名配置 (勤務表にて確認)	①第59条の3第3項	適
機能訓練指導員	① 機能訓練指導員を1名以上配置しているか。	1名配置(勤務表にて確認)	①第59条の3第1項第4号	適
	② 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師等の資格を有しているか。	理学療法士 (免許証にて確認)	①第59条の3第6項	適
常勤職員の配置	生活相談員又は介護職員のうち1人以上常勤で配置しているか。	1名常勤で配置 (勤務表にて確認)	①第59条の3第7項	適
管理者	① 常勤の管理者が配置されているか。	常勤兼務で配置 (勤務表にて確認)	①第59条の4	適
	② 管理者は専従であるか。 ただし、当該事業所の通所介護従業者との兼務で、管理業務に支障がないと認められるときには、他の職務を兼ねることができる。	機能訓練指導員と兼務(業務に支障なし)	①第59条の4	適

確認項目		確認事項	確認状況	関係法令等	適否
設備基準	食堂及び機能訓練室	合計した面積が3㎡に利用定員を乗じて得た面積以上になっているか。 ※3×10人=30㎡以上であること。	108㎡ (平面図及び現地にて確認)	①第59条の5第2項第1号	適
	相談室	遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されているか。	平面図及び現地にて確認	①第59条の5第2項第2号	適
	設備及び備品	消火設備、その他非常災害に際して必要な設備等が備えられているか。	整備・備品等一覧表にて確認	①第59条の5	適
運営基準	運営規程	下記に掲げる内容について、運営規程の中に定められているか。 ①事業の目的及び運営の方針 ②従業者の職種、員数及び職務の内容 ③営業日及び営業時間 ④利用定員 ⑤事業の内容及び利用料その他の費用の額 ⑥通常の実施地域 ⑦サービス利用に当たっての留意事項 ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪その他運営に関する重要事項	運営規程にて確認	①第59条の12	適
	勤務体制の確保等	従業者の勤務体制を定めているか。	重要事項説明書にて確認	①第59条の13	適
	利用料等の受領	法定代理受領サービスと法定外受領サービスの利用料を分けて明記しているか。	運営規程にて確認	①第59条の7	適

※条例①…久喜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成25年3月26日条例第9号)
 ※省令②…特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第46号)

地域密着型サービス事業所の指定更新に係る確認状況
(認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護)

1 事業者・事業所の概要

項目	事業者・申請者の内容	
申請者	名称	グリーンライフ株式会社
	所在地	大阪府吹田市春日3丁目20番8号
	代表者氏名	代表取締役 玉井 信行
事業所	名称	グリーンライフ 栗橋
	事業所番号	指定後システムにより附番
	所在地	埼玉県久喜市栗橋1342-1
	利用定員	18人(1ユニット9人)
	事業開始年月日	令和7年1月1日
	管理者氏名	落合 彩香

2 法令基準の確認状況(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準)

確認項目	確認事項	確認状況	関係法令等	適否	
人員基準	介護従業者	① 共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯にサービスの提供に当たる介護従事者を、常勤換算法で、利用者の数が3又は端数を増すごとに1以上配置しているか。	3以上配置 (勤務形態一覧表にて確認)	①第110条第1項	適
		② 共同生活住居ごとに、介護従業者のうち、1人以上は常勤の者としているか。	1以上常勤配置 (勤務形態一覧表にて確認)	①第110条第3項	適
		③ 共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上配置しているか。	1以上配置 (勤務形態一覧表にて確認)	①第110条第1項	適
	計画作成担当者	① 共同生活住居ごとに、計画作成担当者を1以上配置しているか。	1以上配置 (勤務形態一覧表にて確認)	①第110条第5項	適
		② 認知症介護実践者研修を修了しているか。	修了証確認 (前回確認)	①第110条第6項	適
		③ 計画作成担当者のうち1人以上は、介護支援専門員となっているか。	1名介護支援専門員 (勤務形態一覧表)	①第110条第7項	適
	管理者	① 共同生活住居ごとに常勤の管理者を配置しているか。 (管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができる。)	兼務(業務に支障なし)	①第111条第1項	適
		② 認知症対応型サービス事業管理者研修を修了しているか。	修了証書確認 (前回確認)	①第111条第3項	適
	代表者	① 特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の職員又は訪問介護員等として認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有しているか。	有 (前回確認)	①第112条	適
② 認知症対応型サービス事業開設者研修を修了しているか。		修了証書確認 (前回確認)	①第112条	適	

設備基準	共同生活住居	① 事業所は、1つ又は2つの共同生活住居を有しているか。	2つ (前回確認)	①第113条第1項	適
		② 共同生活住居ごとの入居定員は、5人以上9人以下となっているか。	9名ずつ (前回確認)	①第113条第2項	適
		③ 居室、居間、食堂、台所、浴室、洗面設備、便所、事務室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けているか。	(前回確認)	①第113条第2項	適
	居室	① 1つの居室の定員は、1人となっているか。	1名(前回確認)	①第113条第3項	適
		② 1つの居室の床面積は、7.43㎡以上となっているか。	9.93㎡ (前回確認)	①第113条第4項	適
運営基準	運営規程	下記に掲げる内容について、運営規程の中に定められているか。 ①事業の目的及び運営の方針 ②従業者の職種、員数及び職務の内容 ③営業日及び営業時間 ④利用定員 ⑤事業の内容及び利用料金その他の費用額 ⑥通常の実施地域 ⑦サービス利用に当たっての留意事項 ⑧緊急時における対応方法 ⑨虐待の防止のための措置に関する事項 ⑩非常災害対策 ⑪その他運営に関する重要事項	運営規程確認 (前回確認)	①第122条	適
	勤務体制の確保等	利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務体制を定めているか。	重要事項説明書確認 (前回確認)	①第123条第1項	適
	協力医療機関等	利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ協力医療機関を定めておかなければならない。	協力医療機関との契約書確認 (前回確認)	①第125条第1項 第125条第2項	適

※条例①…久喜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成25年3月26日条例第9号)

地域密着型サービス事業所の新規指定について
(地域密着型通所介護)

1 事業者・事業所の概要

項目		事業者・申請者の内容
申請者	名称	株式会社 ライフケアプロジェクト
	所在地	埼玉県加須市鴻荃6-1
	代表者氏名	齋藤 恵美子
事業所	名称	リハスタジオ花咲
	事業所番号	1173800945
	所在地	埼玉県加須市鴻荃6-1
	利用定員	18名
	事業開始予定年月日	令和6年11月1日
	管理者氏名	伊澤 幸子

2 法令基準の確認状況(指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準)

確認項目	確認事項	確認状況	関係法令等	適否	
人員基準	生活相談員	① 指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員の勤務時間合計数が、サービス提供をしている時間帯の時間数で除して1以上確保されているか。	1以上確保 (勤務形態一覧表にて確認)	①第59条の3第1項第1号	適
		② 社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又は同等以上の能力を有する者であるか。 (例)①社会福祉主事、②介護福祉士、③介護支援専門員等	社会福祉主事 (登録証にて確認)	②第5条第2項	適
	看護師 (准看護師)	① 指定地域密着型通所介護事業の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が1名以上確保されているか。 <u>(利用定員が10人以下の場合は、配置義務なし)</u>	2以上確保 (勤務形態一覧表にて確認)	①第59条の3第1項第2号 第59条の3第2項	適
		② 看護師又は准看護師の資格を有しているか。	看護師。准看護師 (免許証にて確認)	①第59条の3第1項第2号	適
	介護職員	① 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員の勤務時間合計数が、サービス提供をしている時間帯の時間数で除して1以上確保されているか。 利用者数が15人を超える場合は、15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されているか。	5以上確保 (勤務形態一覧表にて確認)	①第59条の3第1項第3号	適
		② 単位ごとに看護師又は介護職員を常時1名以上で配置しているか。	それぞれ1名以上配置 (勤務形態一覧表にて確認)	①第59条の3第3項	適
	機能訓練指導員	① 機能訓練指導員を1名以上配置しているか。	1名配置 (勤務形態一覧表にて確認)	①第59条の3第1項第4号	適
		② 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師等の資格を有しているか。	看護職員 (免許証にて確認)	①第59条の3第6項	適
	常勤職員の配置	生活相談員又は介護職員のうち1人以上常勤で配置しているか。	それぞれ常勤で配置 (勤務形態一覧表にて確認)	①第59条の3第7項	適
	管理者	① 常勤の管理者が配置されているか。	常勤兼務で配置 (勤務形態一覧表にて確認)	①第59条の4	適
		② 管理者は専従であるか。 ただし、当該事業所の通所介護従業者との兼務で、管理業務に支障がないと認められるときには、他の職務を兼ねることができる。	生活相談員と兼務(業務に支障なし)	①第59条の4	適

設備基準	食堂及び機能訓練室	合計した面積が3㎡に利用定員を乗じて得た面積以上になっているか。 ※3×10人=30㎡以上であること。	77㎡ (平面図にて確認)	①第59条の5第2項第1号	適
	相談室	遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されているか。	平面図にて確認	①第59条の5第2項第2号	適
	設備及び備品	消火設備、その他非常災害に際して必要な設備等が備えられているか。	整備・備品等一覧表にて確認	①第59条の5	適
運営基準	運営規程	下記に掲げる内容について、運営規程の中に定められているか。 ①事業の目的及び運営の方針 ②従業者の職種、員数及び職務の内容 ③営業日及び営業時間 ④利用定員 ⑤事業の内容及び利用料その他の費用の額 ⑥通常の実施地域 ⑦サービス利用に当たっての留意事項 ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪その他運営に関する重要事項	運営規程にて確認	①第59条の12	適
	勤務体制の確保等	従業者の勤務体制を定めているか。	重要事項説明書にて確認	①第59条の13	適
	利用料等の受領	法定代理受領サービスと法定外受領サービスの利用料を分けて明記しているか。	運営規程にて確認	①第59条の7	適

※条例①…久喜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成25年3月26日条例第9号)

※省令②…特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第46号)